mfac
managerial finance analysis center
株式会社経営状況分析センター

Monthly Press
December.2007

(株)経営状況分析センター
TEL: 0120-684-685　FAX: 03-5753-1587
e-mail: info@mfac.co.jp

※この FAX は弊社のお客様向けに発信しております。今後ご不要であれば、お手数ですがご一報ください。

経営事項審査改正の動向 ⑥ 評価項目及び基準の見直し(その5)

はじめに

平成19年6月に公表された「経営事項審査の改正について」をもとに、経営事項審査改正の動向を探って参ります。

第6回目の今回は、技術力評価(Z)、社会的責任評価(W)について、「経営事項審査の改正について」に沿って改正の具体的な内容を吟味していきたいと思います。ただし、このZ、Wの評価に関しては私どもの専門外のカテゴリであり、改正点をご紹介するに留めさせていただき、解説や個人的意見は控えさせていただきたいと思います。

なお、本稿の記載内容は、執筆時点での改正案に基づいており、今後変更される可能性があることにご留意願います。

2-3. より的確な技術力評価(Z)

① 従来は、在籍する技術職員で監理技術者または主任技術者としての資格を有する者の人数を評価対象としておりましたが、今回の改正においては、技術職員の人数だけでなく、技術職員の能力、資格、継続的学習への取組等を反映したきめ細かな評価を行うことが適当であるとし、法令に基づく制度化を前提に、新たに基幹技能者に加点し、専門工事業における人材育成の取組を評価するとともに、監理技術者講習の受講者について加点評価することとしています。なお、技術者数のカウント方法について、従来業種ごとに重複カウントが無制限に認められていましたが、これを一人当たり2業種までに制限することとしています。

② 公共工事の元請人として求められるマネジメント能力を的確に評価する観点から、マネジメントをした工事の積み重ねを量的に評価できる元請完成工事高を評価することとしています。具体的には、元請完成工事高を業種ごとに上限 1000 億円、下限ゼロの範囲で点数化することとしています。

③ 従来は技術職員数に関するZ評点のウエイトは、全体の 0.2 でしたが、改正後は、上記①、②の評点を概ね 4:1 の比で合算して得たZ評点に 0.25 を乗じて総合評定値を算定することとしました。

2-4. 社会的責任の果たし方によって差のつく評価(W)

① 企業の社会的な責任に対する関心の高まりを反映し、現行の評価項目のうち、労働福祉の状況(W1)、建設業の営業年数(W3→W2)、防災協定の締結の有無(W5→W3)については、加点幅、減点幅を拡大することにより、従来より差がつくような評価体系にするとともに、労働福祉の状況(W1)の下限を現行のゼロとすることを撤廃しています。また、現行の評価対象項目のうち、W1のうち賃金不払件数とW2の工事の安全成績は、廃止されています。

② 昨今の入札談合等の不正行為が相次ぐ中、企業活動における法令遵守の状況を適切に企業評価に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価することとしています(W4)。また、W5として、経理面でのコンプライアンスへの取組を評価するため、あらたに会計監査人または会計参与の設置や経理のチェック体制の加点評価として社内公認会計士等の自主監査を評価対象としたほか、現行どおり社内に雇用する公認会計士等の数が評価対象となっています。

③ W6として、研究開発の状況についてもW評点において評価することとしています(本来Zで評価すべきと思われますが。)。ただし、研究開発費の金額については、経営者の恣意性が介入しやすいことから、評価対象は会計監査人設置会社に限定されるようです。

④ 上記①から③までの見直しに伴ない、W評点の上限は引き上げられますが、総合評定値の算定におけるウエイトは、現行どおり 0.15 になります。

今月はここまでとさせていただきます。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

2007年も残すところあとわずかとなってしまいました。

本年も私ども株式会社経営状況分析センターをご利用いただき、また、このMonthly Pressをご愛読いただき、厚く御礼申し上げます。新年を迎え、皆様に、より一層満足していただける、質が高く、迅速なサービスをご提供してまいる所存です。ご意見、ご要望などございましたら、ご遠慮なく電話、メール等によりご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、みなさま、良いお年をお迎えください。

(取締役　公認会計士・税理士　矢島和彦)